



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

11月は 児童虐待防止月間です

～オレンジリボンキャンペーン～

令和元年度の標語 「189(いちはやく)ちいさな命にまったなし」

児童相談所
全国共通ダイヤル **☎189** (いち・はや・く)

電話をかけると近くの児童相談所につながります。匿名での連絡が可能です。

こんなことが虐待に当たります！

身体的虐待

暴力を振るう、やけどをさせるなど

心理的虐待

言葉で脅す、子どもの前で暴力を振るう、暴言をはくなど

性的虐待

性的ないたずら、性的関係の強要など

ネグレクト

適切な衣食住の世話をしない、病気になるっても病院に連れて行かないなど

しつけのつもりが虐待になることも

子育てにおいて「しつけ」と称して、たたいたり怒鳴ったりすることは、子どもの心の成長に悪い影響を及ぼす可能性があります。

▼悪いことをしたらたたく

体罰を正当化すると、歯止めが利かなくなりエスカレートする危険があります。

▼他の子どもと比べて責める・怒鳴る

言葉での脅しは、言葉の暴力です。恐怖感を植え付け、同時に子どもの自尊心を奪うこととなります。

▼年齢不適応な早期教育を強要する

発達を無視した無理な要求は、子どもの成長や発達にとって好ましくない養育態度です。

子どもは思い通りにならないものです。子育てについて、不安や悩みは誰もが抱えています。子育てにしんどさを感じたら、一人で悩まず、まず相談してください。

☆子育てを楽しむヒント☆

●まわりの人に頼ってみましょう。

●家事をがんばりすぎないで！

●悩みを話せる仲間をつくりましょう！

●時には子どもと離れる時間をつくりフレッシュしましょう。

子育て相談（児童福祉課）

☎0824・73・0051

11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす 運動」期間です

DVとは、配偶者（夫または妻）や恋人など親密な関係にある相手からの暴力をいいます。DVは、大切に思う相手から安全であるはずの日常の中で与えられる恐怖心や緊張です。このため、身体的影響（けがなど）にとどまらず、心にも深いダメージを残し日常生活に支障をきたすこともあります。

あなたの近くで
こんなことはありませんか？
あればそれはDVです！

身体的暴力

たたく・殴る・蹴る・首を絞める・物を投げつける（ふりをする）など

精神的暴力

無視・怒鳴る・暴言をはく・外出や交友関係を監視する・大切なものを壊すなど

経済的暴力

生活費を入れない・借金をかさねる・仕事をしない・仕事をさせないなど

性的暴力

性的行為の強要・避妊に協力しない・無理やりポルノビデオや雑誌を見せるなど



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

ご相談ください

相談機関名	電話番号	相談時間など
広島県北部子ども家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	0824-63-5181	月～金 10時～17時
庄原警察署	0824-72-0110	24時間
庄原市役所 (専用ダイヤル)	0824-73-1243	月～金 9時～17時



問い合わせ 児童福祉課あんしん支援係 ☎0824-73-0051